

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。

質問要旨は、基金増は交付税減にならないかということで要旨に入っていきます。

政府は、5月に地方の行政改革に関する会議をもち、地方自治体の貯金といわれる基金の残高が多い自治体には国からの地方交付税の配分を抑制するという方向で話し合い、動き出していることを知りました。町の貯金に当たる基金につきましては、合併以来着実にその残高をふやしている状況です。町の歳入の半分近くを占める普通交付税の減額への備えや公共施設の整備の財源確保といった観点での積み立てでありまして、町財政の健全化につながる取り組みはまことに心強く考えております。

ただし、国の財政が年々厳しさを増す中、こうした地方のいわゆる蓄えが拡大傾向にあるとすれば地方交付税などの国からの配分額抑制につながるのではないかと懸念しております。

仮に私が懸念しているような方向に向かうようであれば、制度設計など今後の動向に注視しながらの対応になると考えますが、現在町民が負担を感じている介護、福祉、子育てなどの住民サービスの費用に思い切った基金の取り崩しによる賄いはできないものか、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

財務省の所管する財政制度等審議会財政制度分科会において、地方自治体の基金残高の余裕があるならば地方財政計画への反映を工夫すべきなどの意見があり、財務省がそうした意見を受けて地方交付税を調整する方向で検討に入った旨の報道があることは議員ご指摘のとおりです。また、赤字国債の発行抑制を目指すため増加傾向にある地方の多額の基金残高を問題視し、来年度予算編成に向けて、より明確に地方財政計画への反映を打ち出す考えとの報道もあるところで

こうした動きに対して全国各地の首長からは全く不適當な議論である、あるいは本当に危うい議論であるなどの批判が上がってるところです。県内においては、先月30日、知事及び25市町村

長が出席する秋田県市町村共同政策会議において、こうした動きに対しては県内自治体が一致団結して反対していく旨、発言があったところでもあります。

さて、町の基金についてですが、各基金はそれぞれの条例で設置目的や処分に関する事項等が規定されていることは議員ご承知のとおりです。現在の残高合計は約59億円で合併当初の2.8倍となっており、自主財源の乏しい美郷町としてはそれぞれの設置目的に照らして後年度の財政需要への備えを着実に強化しているところです。

先々を見据えて強化している、こうした基金について、もしも基金残高によって地方交付税が調整されるならば基金を取り崩し、福祉分野等の行政サービスを手厚くしてはどうかとのご質問ですが、まずは基本的に全く不適當なそうした取り扱いが実現しないよう最大限の努力を重ねてまいりたいと存じます。差し当たり、7月に県町村会で関係省庁並びに県選出国會議員に対して平成30年度予算並びに制度要望の活動を展開することになっておりますが、その際に絶対許容できない旨、伝えてまいりたいと存じます。

次に、仮にそうした不適當な取り扱いが万一実施されるとしても、国は必ず一定の理屈、例えば基準財政需要額を基準にして基金残高を強化するとか、基金の設置目的を踏まえた上で地方交付税と連動させる基金・連動させない基金を仕分けるとか、一定の判断基準を構築するものと存じます。仮に基準財政需要額を基準にする場合でも美郷町の基金残高は、その約8割強で、その数値は全国的に見て中位の位置づけですので、あくまで仮定の話ではありますが、美郷町が影響を受けることは現在のところ考えにくいと思います。

したがって、議員ご提案の基金を取り崩し、住民負担を軽減してはどうかとのご提案については、現状においては考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

また、仮に住民負担の軽減に向けて思い切って基金を取り崩したとして一定年数は、その軽減措置等是对応可能としても、いずれ基金が底をつきますので、長くは続きませんし、だからといって地方交付税が基金取り崩し額を上回って交付されることも考えにくいものと思います。

したがって、思い切れば思い切るほど、そのつけは制度の不安定性として町民に返ってきますので、その懸念がありますので、ご理解をお願いいたします。

いずれ今後地方自治体の基金と地方交付税に関する国の検討推移には最大限注視してまいるか、折に触れて要望活動を展開してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましても各般にわたる機会にお力添えをくださるようお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○5番（村田 薫君） それでは、2つ目の質問に入ります。質問事項は所有者不明地や町への贈与地の活用促進をとということです。

質問要旨ですが、最近各地で見られる傾向ですが、所有者不明の土地や町へ贈与を希望する土地が増加しているのが現状です。高齢化や人口減少で問題が深刻になるおそれがあります。自治体による取得手続きなどの問題もありますが、これらの土地を公共施設用地などに充ててはどうかと思うが、町長はこのことについて、どう考えているのか伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町への贈与を希望する土地については、平成24年度からことし5月までの5カ年間で土地の寄附に関して13件の申し込みがあり、うち10件の土地を受納させていただき、必要な整備等実施の上、道路用地や駐車場などに利活用しております。議員ご説明のように近年は高齢化や後継者がいないなどにより、ご自身の所有地を将来的に管理できなくなる不安などから土地の寄附について相談をいただくことがあります。町では美郷町寄附受納事務取扱要綱に基づき、次のような7つの基準で、まずは第一次の判断をいたしております。

1つ目は行政の中立性、公平性等が確保できるかどうか。2つ目は行政活用価値または換価価値が見込まれるかどうか。3つ目は抵当権・根抵当権または賃借権などの権利設定がされていないかどうか。4つ目は防災関係上重要な物件であるかどうか。5つ目はその土地を活用する計画がある、または町総合計画にのっとった活用計画を策定できる土地であるかどうか。6つ目は土地の境界に問題がないかどうか。7つ目は地目が農地でないかどうかです。

実際に寄附の申し出があった場合には、ただいま述べました7つの基準についての的確・適正に判断するために関係各課で現地確認調査を行い、その上で次の段階の留意として、1つ目に社会問題を起こしている法人または個人からの寄附でないかどうか。2つ目に将来紛争が起きたり他の者からの苦情の出るおそれがないかどうか。3つ目に将来多額の維持管理費が想定されないかどうか。4つ目に法令の制限その他の制約がないかどうかなどの調査を重ね、最終的に寄附の諾否について公正かつ適正に決定してきたところです。

今後の寄附のお申し出につきましても、こうした基準を踏まえるとともに対応を継続してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、議員ご提案の寄附希望地を公共施設用地等に活用することについてですが、ことし

3月に策定した美郷町公共施設等総合管理計画においては、今後、公共施設等を現状のまま維持していくことが困難であることが課題となっているほか、平成21年度から着手した美郷町公共施設再編計画においても、空き施設や空き地の利活用がいかに大変であるかを既に経験してるところです。このようなことから、現段階において土地の寄附申し出全てを公共施設等に活用することは極めて困難であることにご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで5番、村田 薫君の一般質問を終わります。